

2 整備に向けた課題

整備に関する市民の意識や史跡の現状を踏まえ、川越遺跡の整備に向けた課題を整理し、以下に示す。

表4 整備に向けた課題

内 容	課 題
遺構の保存・整備	①川会所、番宿を中心とする歴史文化財の適切な保存と整備・活用が必要である。(川会所・立合宿・札場・仲間の宿・塚本家住宅など)
動線	①車の動線：イベント等開催に際しては、臨時的に駐車場が活用できるよう検討する必要がある。 ②人の動線：街道への侵入車両を極力減らして見学者の安全を確保するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、迂回路として周辺道路の拡幅や駐車場整備のほか、交通規制を検討することが必要である。 ③人の動線：周辺の史跡めぐりのため、誘導サインを整備する必要がある。
修景及び植栽	①街並みの中には、一般的な建物が立地している。街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る必要がある。 ②遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める必要がある。
案内・解説	①見学者が理解しやすい看板表示を行う必要がある。 ②点字や多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う必要がある。
ネットワーク	①市内の他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるような工夫が必要である。
便益施設	①イベントの開催時や今後の観光客の増加に対応した駐車場やトイレ等を整備し、利便性を高める必要がある。
調査・研究	①川越遺跡の確認・解明、さらに川越遺跡に対する理解を増進するため、地下の遺構・遺物の情報収集を目的として発掘調査の実施が必要である。
公開・活用	①川越街道を対外的にPRするための体験プログラムやイベント等の充実を検討する必要がある。 ②学校教育における教育・学習活動の場としての活用を図る必要がある。 ③空き家・定住化対策を進める必要がある。 ④東海道・川越し・歴史的景観を活用した飲食・土産物販売の強化が必要である。

第4章 整備基本計画

第1節 整備の理念及び整備の基本方針

1 整備の理念

整備の理念については、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』にて設定済みであり、ここに再掲する。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- (1) 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。・・・①
- (2) 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。・・・①
- (3) 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。・・・②
- (4) 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。・・・③

【史跡整備の3つの柱】

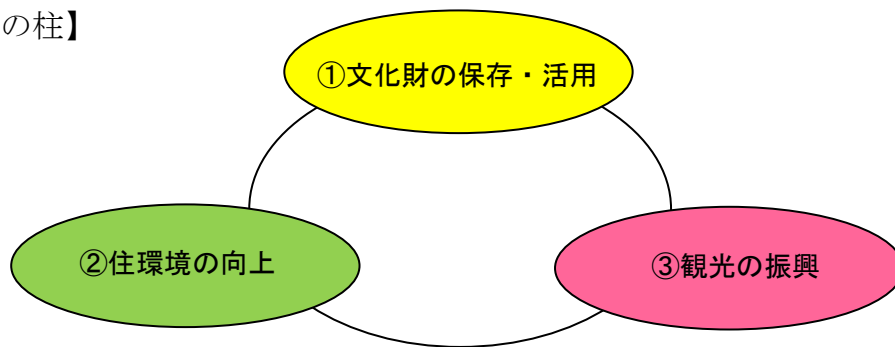


図12 整備の理念図

2 整備の基本方針

上記の整備の理念を具体化するための整備の基本方針を以下に示す。

『文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。』

(1) 遺構の保存・整備

川会所や立合宿など史跡の価値を保存・顕現するため復元整備を行い、次世代へと確実に継承する。また、文化的観光資源・市民協働の場として活用していくため、展示整備や体験施設化を行う。

(2) 植栽・修景整備

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。

(3) 周辺環境の保全およびネットワーク整備

地域住民の理解と協力を得ながら周辺環境の保全に努めるとともに、史跡の価値のさらなる向上と来訪者を円滑に誘導・理解増進、他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるよう整備を進める。

(4) 調査・研究の推進

川越しに関する資料の調査研究を行うとともに、川越遺跡の確認・解明や川越遺跡に対する理解を増進するため発掘調査を実施する。

(5) 文化的資源の公開・活用

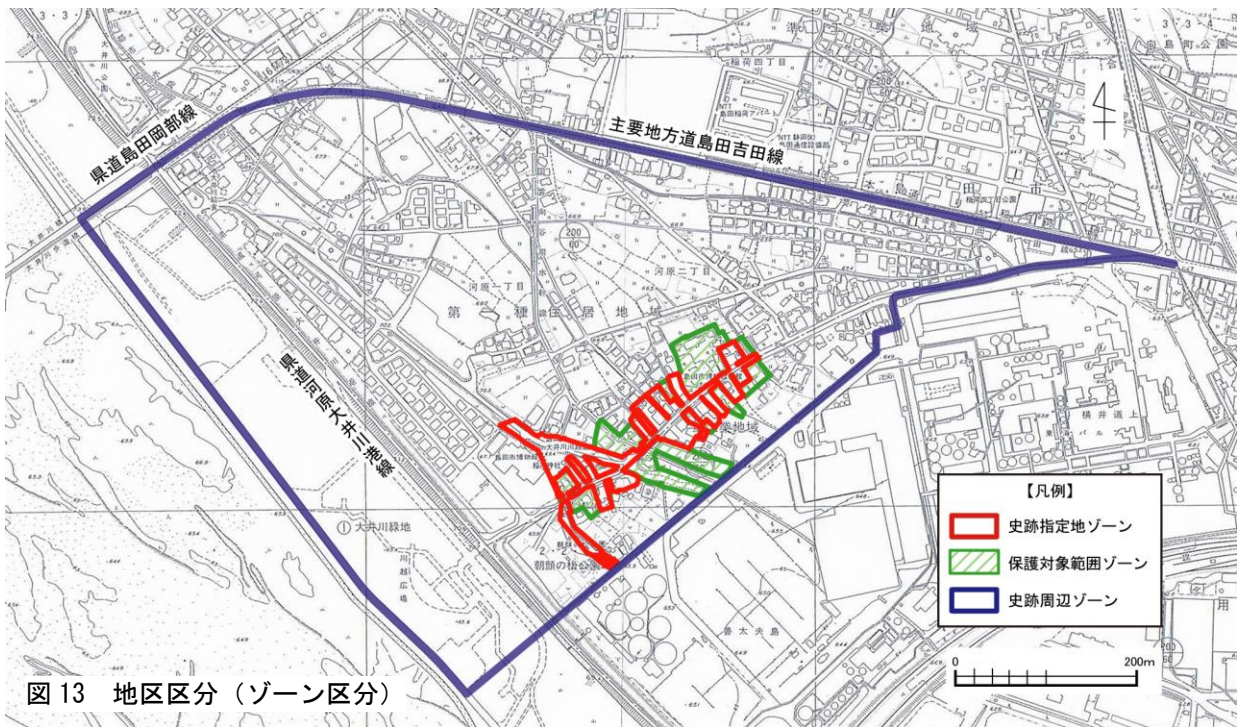
見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるよう事業を企画検討し、公開・活用の事業を展開していく。

第2節 全体計画及び地区区分計画

1 地区区分（ゾーン区分）

川越遺跡の地区区分についても、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』にて設定済みであり、ここに再掲する。なお、設定に当たっては、整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の3つのゾーンを設定している。

- (1) 史跡指定地ゾーン：史跡の構成要素で所有状況等により整備・活用条件に差がある。
- (2) 保護対象範囲ゾーン：史跡指定地と一体として遺構や景観を保護することを目的に、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。
- (3) 史跡周辺ゾーン：「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷



2 ゾーン別の保存整備方針

ゾーン別の保存活用および整備方針を以下に示す。

(1) 史跡指定地ゾーン

今後、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用したイベント等を行う。

(2) 保護対象範囲ゾーン

史跡指定地と一体として保護していく地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

(3) 史跡周辺ゾーン

島田市博物館本館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含め一体的に保全と整備を行う。

3 整備の重点事業（案）

川越街道を一体的に、始点から終点まで、内容が理解できるよう重点的に整備を行うものは、以下のとおりである。

(1) 遺構の保存・整備

- ・川会所の移築復元整備、立合宿の復元整備、札場および仲間の宿の体験施設整備

(2) 修景・案内解説

- ・川越街道の始点および終点部分の修景・サイン整備

(3) 公開・活用

- ・東海道・川越し・歴史的景観を活用した地域振興（イベント・体験講座等）

表5 ゾーン別整備方針一覧表

		(1) 史跡指定地ゾーン			(2) 保護対象範囲ゾーン (指定地を含まない)			(3) 史跡周辺ゾーン				
		市有地		民有地	市有地		民有地	市有地		国・県有地	民有地	
		教育財産	その他		教育財産	その他		教育財産	その他			
場所	二番宿西、三番宿、七番宿跡、十番宿、川会所跡、札場、立合宿、仲間の宿、酒屋跡	島田大堤(北)、善太夫嶋堤(せぎ跡)	稲荷神社、一番宿跡、二番宿、五番宿跡、六番宿、九番宿跡、和泉屋、橋本屋跡、荷縄屋、そば屋跡、口取宿跡	川会所(建物)、博物館分館	島田大堤(指定地南)、川越茶屋	個人住宅、空き地、水田	博物館本館	島田大堤(指定地北)、朝顔の松公園、市道、水路等	大井川河川敷、県道河原・大井川港線、県道島田・吉田線	個人住宅、工場、空き地、田畑等		
① 遺構の保存整備	ア 川会所の移築と展示整備 イ 立合宿の復元整備(展示・体験施設化検討) ウ 札場・仲間の宿等の体験施設整備		ア 川会所建物の移築			ア 塚本家住宅の保存・活用の検討 イ 関川庵・常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全						
② 植栽・修景整備	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景(ファサード修景の整備)(共通事項) イ 景観保護および整備のための補助と規制化(共通事項) </div> ウ 水田の体験学習による活用検討										ウ 入口にふさわしいサイン整備	
周辺環境の保全およびネットワーク整備	③ 基盤整備	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 道路・駐車場整備の検討(共通事項) </div> イ 車輛の通行規制 ウ 側溝落下防止の対策										イ 街道への進入車輛を極力減らし迂回路などの整備を検討
	④ 施設整備	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置(共通事項) </div> イ 遺跡の説明システム導入の検討										イ 博物館本館常設展示等のリニューアルを検討 ウ 朝顔の松公園のトイレの外観整備を検討 エ 案内標示板等の設置 オ 川越し体験施設の整備検討
					イ 島田市博物館分館(旧桜井家住宅)の国の文化財登録を検討							

第3節 遺構保存に関する計画

■番宿等の現状と復元

昭和41年、国の史跡指定を受けた20箇所の位置と現在そこに建つ建物（住居）の現状は、次の表のとおりである。既に復元されたものを除けば殆どが、改築・建て替えを経験しているが、地割はほぼ完全に保存されている（なお、四番宿、八番宿の跡地は現在のところ不明）。

45年仲間の宿、47年二番宿、48年三番宿、49年札幌、55年六番宿、57年十番宿と既に6軒の建物が復元されており、現在、立合宿の復元が予定されている。

しかし、二番宿、三番宿、札幌の所有者がそのまま居住しての復元であった（ただし、二番宿は借地）のに対し、仲間の宿は敷地内裏側へ新築しての、また、六番宿は所有者が既に町内他所へ新築していたため、貸家の復元である。一方、十番宿、立合宿の場合には、買取り（立合宿では、市内他町に現存する建物も含めて）による空き家の復元となっており、復元手法は様々ではない。

加えて、史跡指定後、建替え・新築されたものも3軒あり、今後の復元計画に対して一貫性を期待する声も強い。

史跡指定を受けた敷地上にある建物を増・改築、新築する場合には、現状変更申請に対する文化庁の許可を要するが、現状変更の最も極端な例である復元と新築に対して一貫した姿勢への所有者の期待は、そろそろ建て替えの時期に来ている建物が多いこともあり、ある意味で当然と言えよう。

（例えば、昭和46年11月9日の島田新聞には、「史跡指定で苦悶の住民」と題して、仲間の宿復元と九番宿建替え新築に対する投書が採り上げられている。）

居住者としての所有者を犠牲にしての復元ではなく、増・改築をも含めた居住環境整備につながる復元手法が考慮されねばならない。

表6 番宿等の保存状況

No	名称	保存状況	備考
1	川会所	昭和44年度解体復元修理完了	
2	せぎ跡	昭和51年度環境整備完了	
3	川会所跡	—	現在は解体して更地
4	札幌	昭和49年度解体復元修理完了 昭和59年度土地家屋買上げ	復元後、見学者に開放。機織り体験学習を実施
5	立合宿	復元予定	買取り、取壊し済（居住者は町内に新築） 市内他町に保存度良好の建物が現存
6	仲間の宿	昭和45年度解体復元修理完了	復元時、裏側に新築
7	一番宿	—	現状駐車場
8	二番宿	昭和47年度解体復元修理完了	
9	三番宿	昭和48年度解体復元修理完了 平成2年度土地家屋買上げ	見学者へ開放
10	五番宿	昭和53年新築	新築、付属屋は古いものを利用
11	六番宿	昭和55年復元	復元後も住宅として利用
12	七番宿	昭和2年建築	下屋、土間改築、裏側へ増築
13	九番宿	昭和46年新築	新築
14	十番宿	昭和57年復元	買取り、解体復元、居住者は町内に新築
15	荷縄屋	昭和初期建築	古い形式・外観をある程度継承している
16	酒屋	昭和62年度土地買上げ	〃
17	そば屋	新築	〃
18	口取屋	大正建築	〃
19	和泉屋	数回改築のみ	旧来の佇まいに近い形で再築
20	橋本屋	昭和47年建築	51年不動産屋を通して売買成立

■史跡指定地ゾーン

1 川会所建物の移築と展示整備

(1) 建物の沿革

川会所は川越し場に設置された事務役所で、旅人が川を渡る際に川越人足に渡し賃代わりに支払う川札を旅人に売ったほか、その日の川の水深から川札の値段を決めたり、川留めや川明けを決めたりした場所である。

川会所の建物は『東海道分間延絵図』に萱葺き屋根の建物として描かれ、文政2年(1819)の『宿方明細帳』に桁行6間半、梁行4間であったことが記されている。

また、安政の大地震(1854)で川会所が倒壊し、安政3年(1856)に再建されたことが柱に墨書されており、このとき瓦葺きになったと考えられる。

川越制度廃止後の明治3年(1870)に柳町に移築された際は桁行8間半、梁行6間に造り変えられ、さらに明治19年に市内六合村に移築された。

その後、昭和7年(1932)に再び市内稲荷町の大井川公園内に移築され、展覧場「済河館」として使用された。

終戦後は大陸からの引揚者の待機所として利用されたが、川越しを物語る貴重な建物として保存運動が起こり、史跡指定により昭和46年に現在地に移築復元した。

(2) 建物の概要

表7 建物の概要

構造	木造 平屋建
寸法	桁行6間×梁行5間
間取り	10畳(2)、20畳(2) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き
外壁	漆喰
建具	引戸
整備年	昭和46年(1971)
所有	市

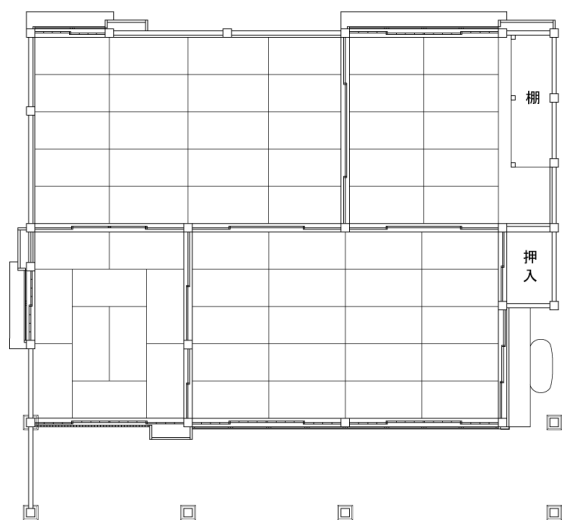


図14 川会所平面及び立面図

(3) 保存・整備計画

川会所の建物がかつて建物があった川会所跡へ移築保存し、町並みの連続性を高めるとともに、ガイダンス施設として展示整備を行う。なお、盛土や川会所建築物の移築の位置については、今後の発掘調査結果を踏まえ検討するとともに、耐震補強については、検討部会を設置して検討していく。

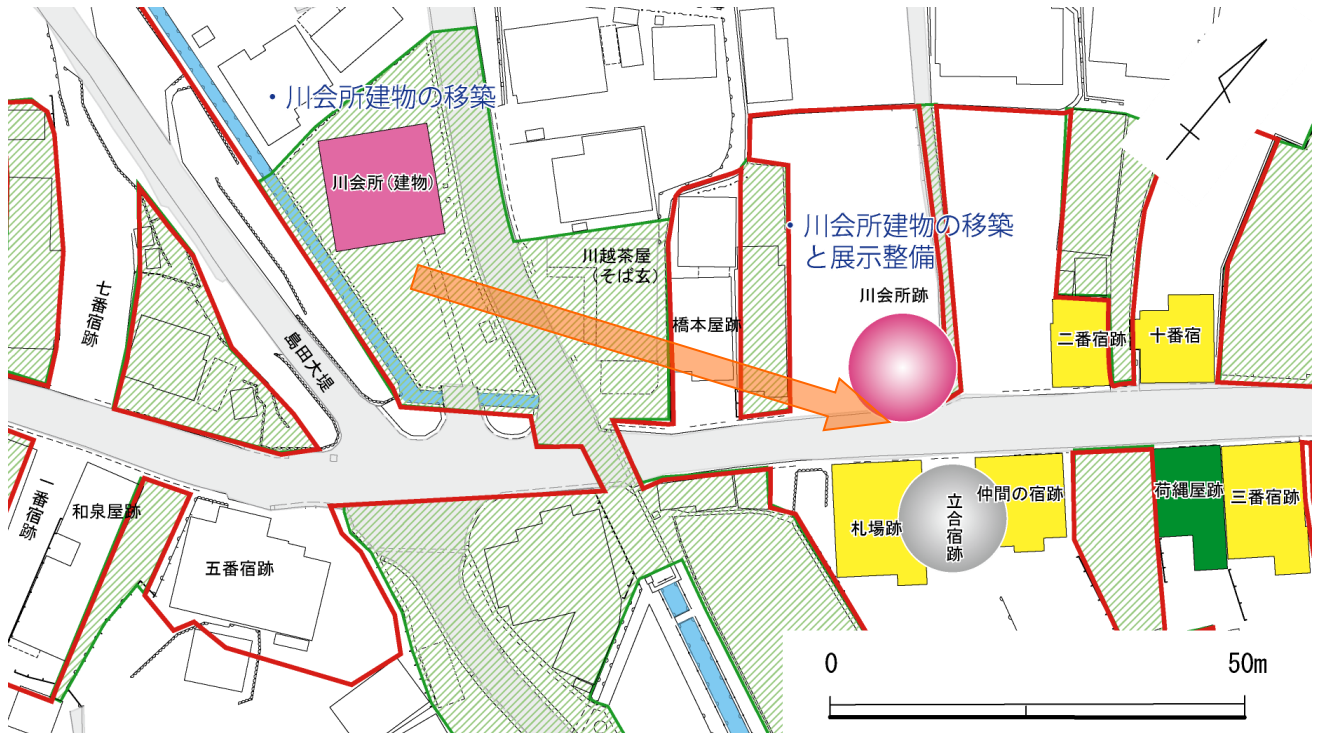


図15 移築前と移築後の位置図

(4) 活用計画

表8 活用の現状と計画

	現状	計画
体験・参加	・イベント時に活用	・現状の体験・参加機能の強化
展示	・連台越し、川役人の人形を展示し、川越し業務を説明	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、連台越し、川役人の人形を展示し、川越し業務の説明を実施 ・川会所がかつてあった同じ位置に移築したため、その説明を展示 ・発掘調査の結果が一部見れるよう展示を検討 ・屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討
休憩	・縁台、パンフレットを設置	・引き続き、縁台、パンフレットを設置

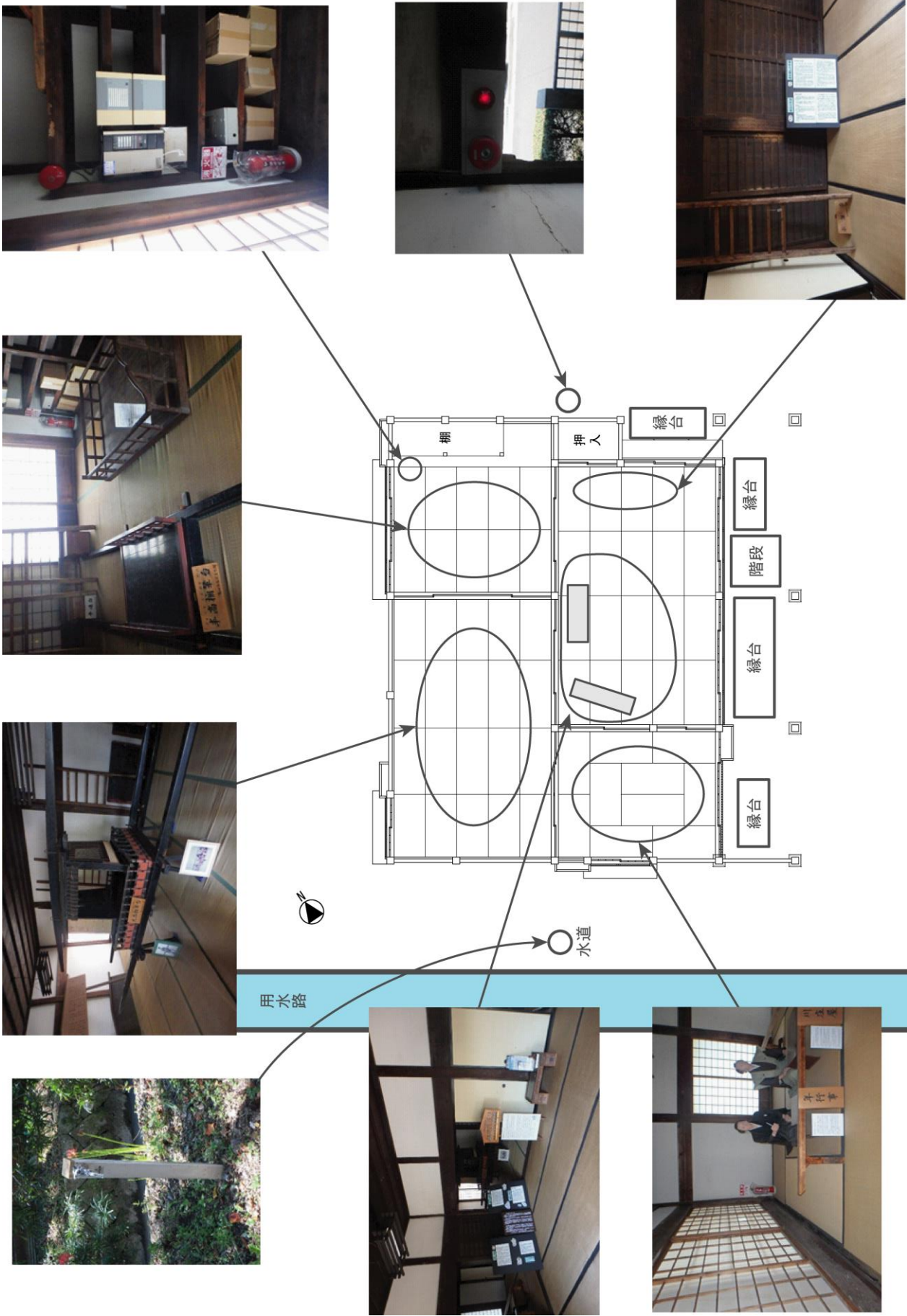


图16 展示现状图（川会所）

2 立合宿の復元整備（展示・体験施設化検討）

（1）建物の沿革

旧立合宿は大井川の川越し場にあった建物で、川越し業務の中で渡渉する一般の旅人の案内や一番から十番までであった川越人足の組ごとの調整を図る業務を行った立合人と呼ばれる人々がいた詰所といわれている。

立合宿跡が島田宿大井川川越遺跡内の札場跡と仲間の宿跡の間にあったとされ、現在は市有地で空地となっている。

この建物は川越遺跡内で大火事があった慶応2年(1866)以降に建てられ、その後大正9年(1920)に稲荷町に移築されて現在に至っている。建物調査から、8畳の小屋裏2階が確認されている。

（2）建物の概要

表9 建物の概要

構造	木造 2階建、延べ床面積115.3m ² (34.95坪)
寸法	桁行3間×梁行7間
間取り	1階8畳(2)、6畳(1) 2階8畳(1) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き
外壁	板壁
建具	引戸
整備年	未整備
所有	個人

（3）保存・整備計画

市内稲荷町にあった旧立合宿の部材を使用し、立合宿を復元整備する。復元した立合宿は、展示・体験施設としての整備を検討する。

立合宿の復元を推進し、まち並みの連続性を高め、説明看板も設置する。

表10 推定復原

区分	推定復原
構造形式	桁行3間、梁間6間、切妻造、棧瓦葺（又は板葺）の身舎の東西に半間の下屋を付す。
平面	南側に入口側から、8畳・8畳・8畳の3室を配し、西側は半間の土庇、東側は半間の板縁とする。 入口側の8畳2室は床を板張の板ノ間として、囲炉裏を設ける。 北側は幅1間の通り土間とする。 中央8畳と通り土間の上部は小屋裏部屋として、土間より梯子で昇降する。
断面・立面	身舎は3.5寸勾配、西側下屋は3.5寸勾配、東側下屋は3寸勾配となる。周囲の状況から棧瓦葺（又は板葺）とする。 身舎中央は小屋裏部屋のため窓は設けない。 外壁は周囲と合わせて板張とする。
内壁	土塗り壁下地に中塗り仕上げとする。
建具	出入口は板戸2本と障子1本、東面の開口部は藪戸とその外に格子、西面は障子と雨戸、内部間仕切りは障子とする。

(4) 活用計画

表11 活用の計画

	現状	計画
体験・参加	—	・ 宿泊機能を検討
展示	—	・ 立合宿の機能（組同士のやり取りなど）がわかるよう展示 ・ 出土遺物の展示を検討 ・ 屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討
休憩	—	・ 立合宿の説明パンフレットを設置

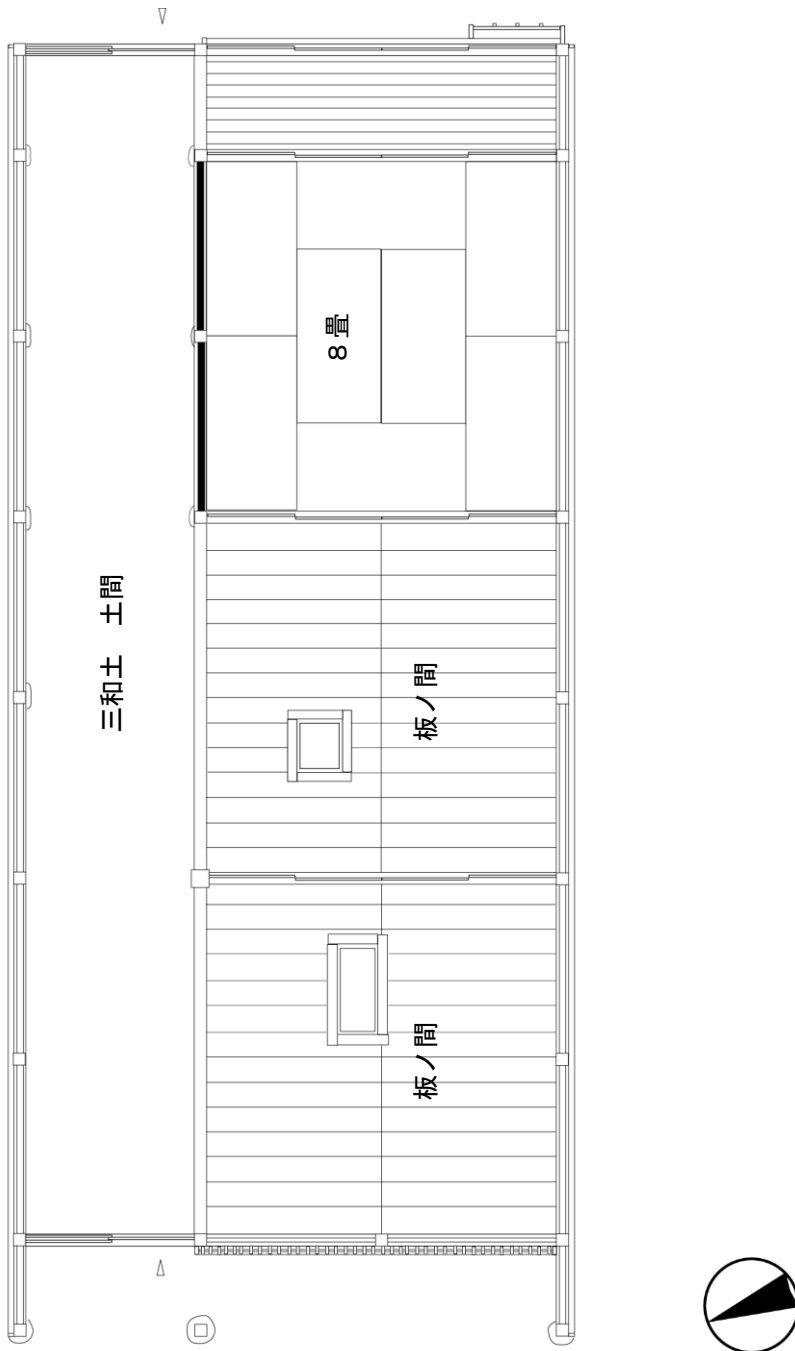
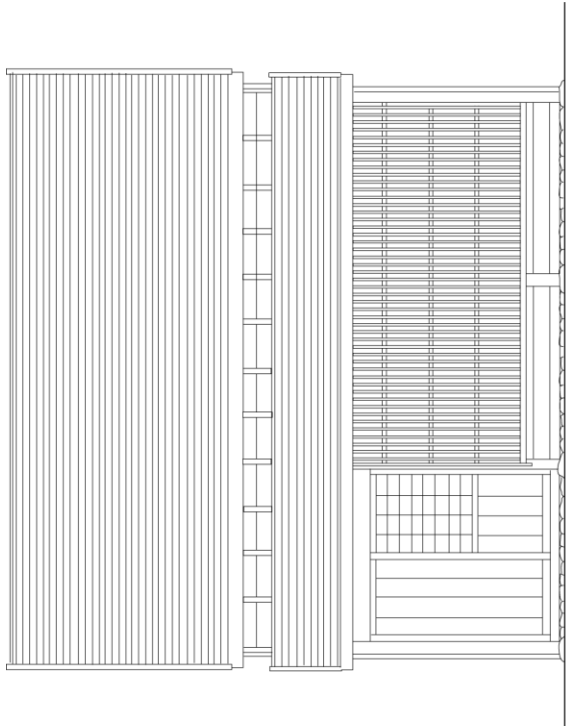
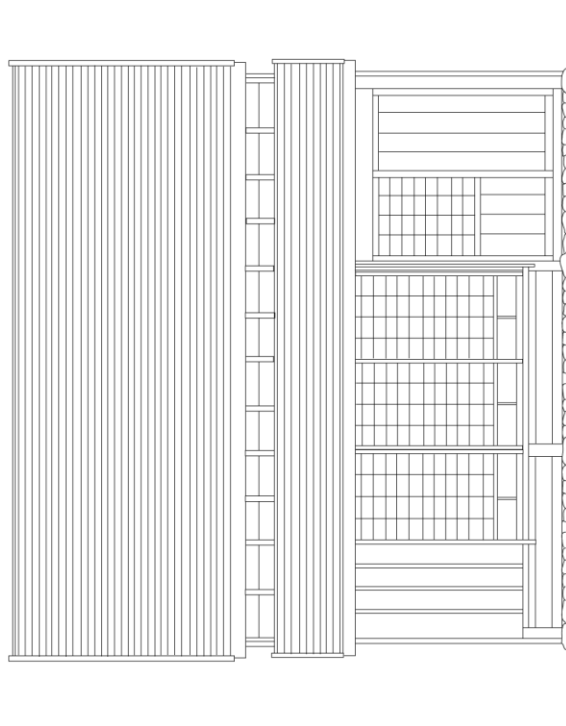


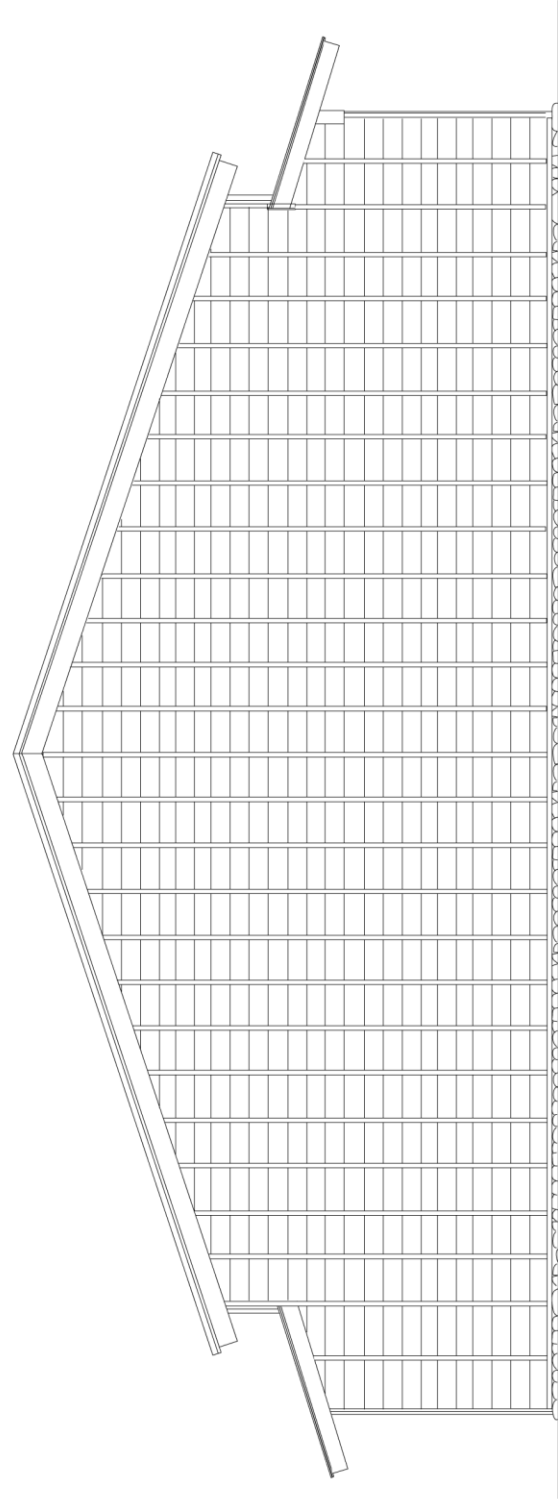
図 17 推定復原平面図



推定復原 正面 (西面) 図



推定復原 背面 (東面) 図



推定復原 北面図

推定復原 正面 (西面) 図等

3 札場（機織）・仲間の宿（権蔵わらじ作り）の体験施設整備

3-1 札場

(1) 建物の沿革

札場は川越し人足が川札を換金するところで、一日の川越しが終了すると、それぞれの番宿（ばんやど＝人足の待機場所）で、各組の陸取り^{おかど}などが人足の川札を回収し、札場で現金に替えて人足たちに賃金として分配していた。

街道に面した西側の座敷は一部玄関と土間が入り込む形になっており、川越人足が旅人から受け取った油札・台札を換金する帳場が設けられている。

復元に伴って、南側の軒下からトタン葺の屋根を2間延ばして新規に作られ2部屋がある。現在、建物内部で定期的に機織教室が行われている。

(2) 建物の概要

表12 建物の概要

構造	木造 平屋建
寸法	桁行5間半×梁行7間半
間取り	9畳(1)、8畳(2)、6畳(3) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き（前面軒銅板葺き）
外壁	板壁
建具	引戸、 ^{しとみど} 蔀戸
整備年	昭和49年(1974)
所有	市

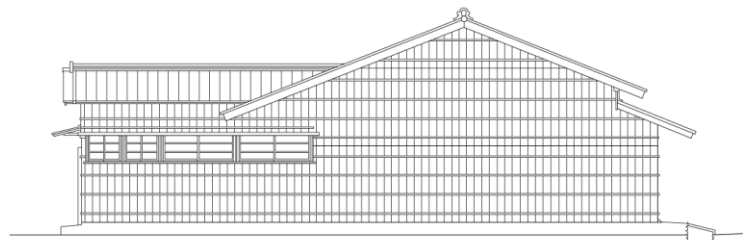
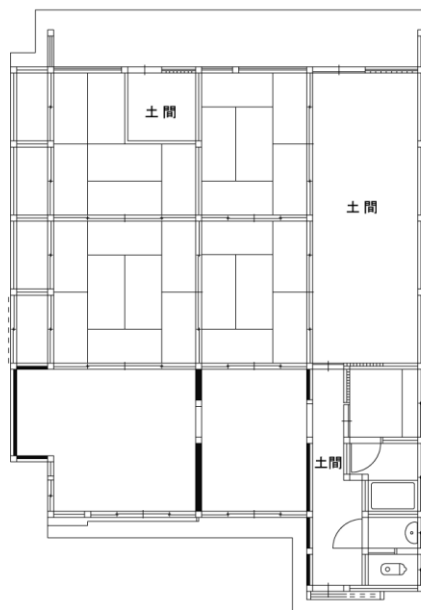


図19 札場平面及び立面図

(3) 保存・整備計画

建物の構造や川越しにおける機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、機織等を体験できる施設として整備を行う。

札幌に関係ない物は民俗資料館（分館）で展示し、札幌が何かわかるよう、人形や絵など展示紹介を検討する。

(4) 活用計画

表13 活用の現状と計画

	現状	計画
体験・参加	・帳場の公開、機織体験学習（15日/月）	・現状の体験・参加機能の強化
展示	・機織、電話ボックス、タンス、下駄箱、天水桶	・札幌がどのような施設であったか人形や説明パネル等で分かりやすく紹介する。 ・札幌に関係ない物は民俗資料館で展示 ・屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討。なお、点灯する照明については、 ^{あんどん} 行燈型を検討
休憩	・縁台、パンフレット（イベント案内など）	・引き続き、縁台、パンフレットの設置 ・札幌の説明パンフレットの設置



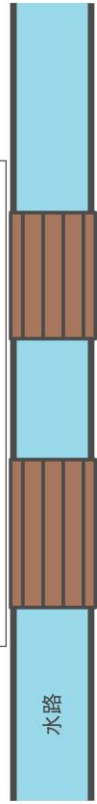
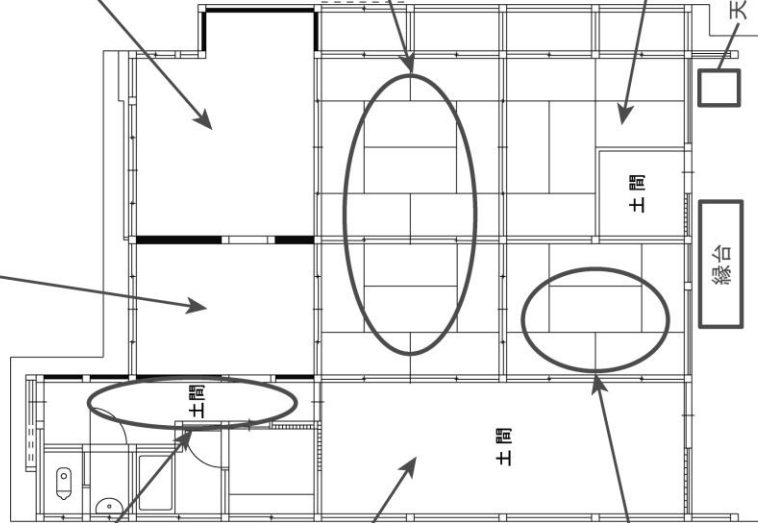
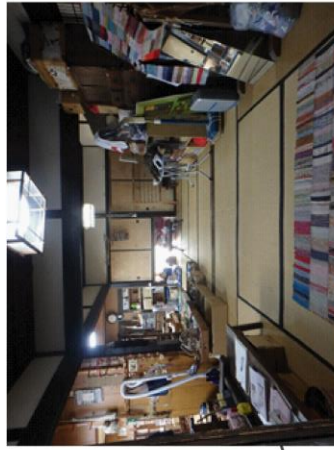


图 20 展示现状图 (礼場)

3-2 仲間の宿

(1) 建物の沿革

仲間の宿は陸取りなどの詰所であり、会合や親睦の場としても利用されていたと言われている。

建物は街道に面した屋根の軒下に銅版葺き庇がつき、その底下の西側に便所と長さ2間の廊下が加わっている。また、建物の南側には元々6畳の部屋を3畳2間に分割した部屋があり、さらにその南側の3畳ほどの広さの台所と風呂場がついている。外壁は板壁で、街道に面した部分は雨戸と障子戸の建具となっている。

現在、建物の中で川越人足がかつて使っていた「権蔵わらじ」の紹介を行っている。

(2) 建物の概要

表14 建物の概要

No名称	S-10 仲間の宿
構造	木造 平屋建
寸法	桁行5間半×梁行4間
間取り	8畳(2)、6畳(1)、3畳(3) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き
外壁	板壁
建具	引戸
整備年	昭和46年(1971)
所有	市

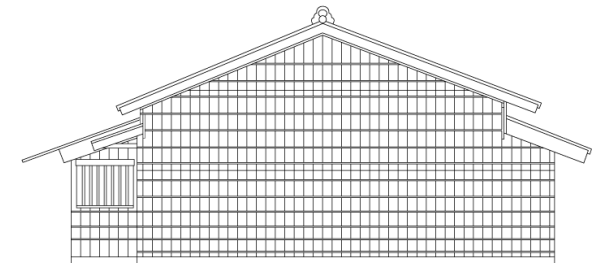
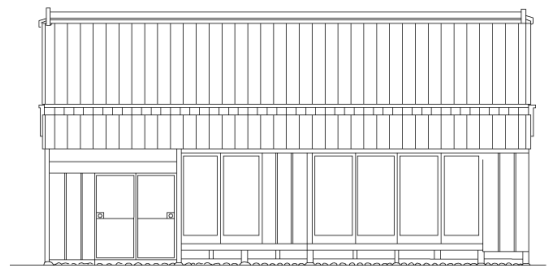
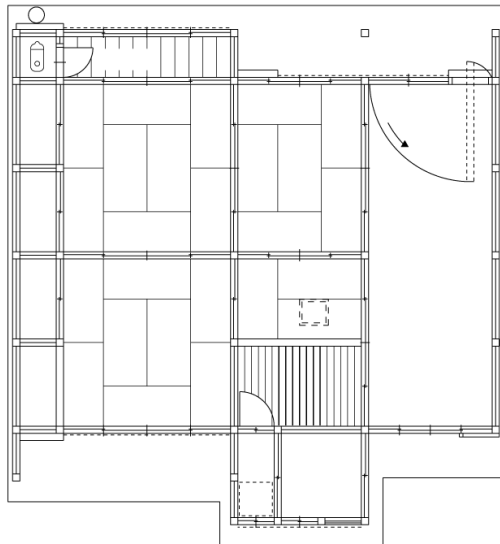


図21 仲間の宿平面及び立面図

(3) 保存・整備計画

建物の構造や川越しにおける機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、権蔵わらじ作り等を体験できる施設として整備を行う。

(4) 活用計画

表 15 活用の現状と計画

	現状	計画
体験・参加	<ul style="list-style-type: none">・権蔵わらじの紹介	<ul style="list-style-type: none">・現状の体験・参加機能の強化
展示	<ul style="list-style-type: none">・権蔵わらじの展示・3月には雛人形、5月には5月人形の展示・展示が少ないため、畳の上で休憩ができる。	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、権蔵わらじの展示・簡易な展示を行うギャラリーとして活用する。・引き続き、休憩ができるようにしておく。・仲間の宿がどのような施設であったか人形や説明パネル等で分かりやすく紹介する。・屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討
休憩	<ul style="list-style-type: none">・縁台、パンフレットの設置	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、縁台、パンフレットの設置・人足が休憩していたように、使用する。



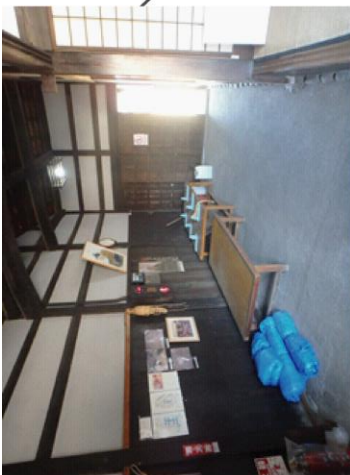
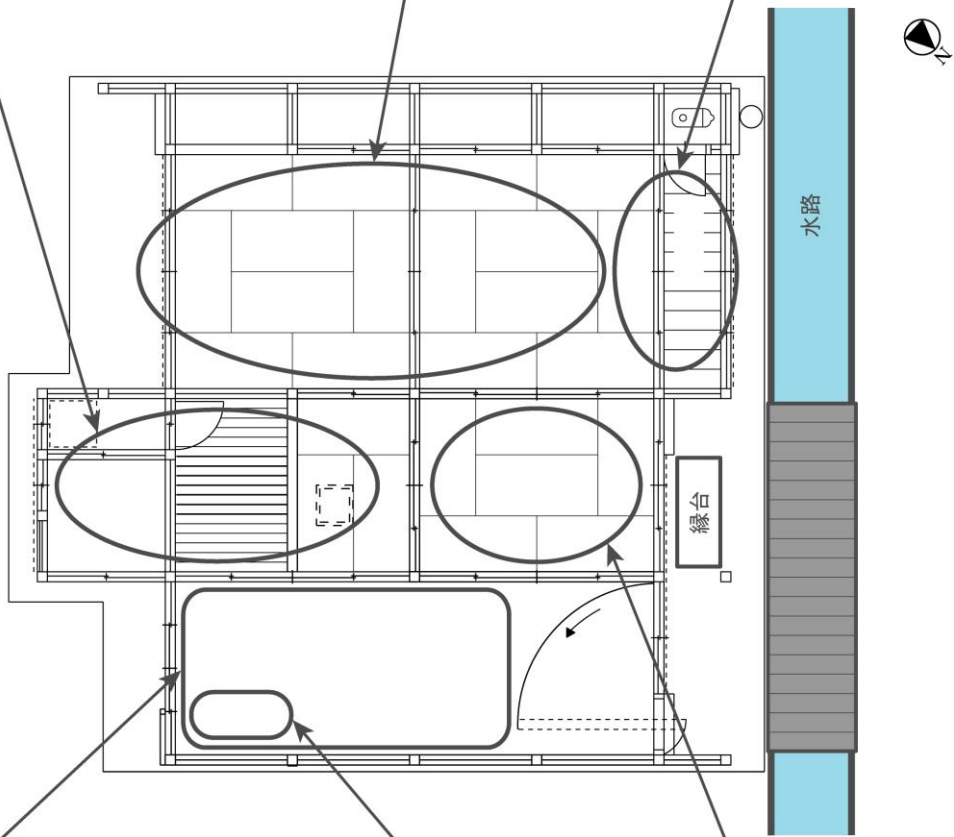


図 22 展示現状図（仲間の宿）

第4節 修復に関する計画

計画地の修復に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・遺構を保護した上で施工する。
- ・遺跡の現状と損壊の原因を把握し、修理の方針に反映させ、損壊の大きい遺跡については、修復を行う。
- ・損壊の危険度の高いものから順に、適宜保存対策及び維持管理を行う。

<修理の方針については、今後検討>



札幌の側溝の蓋



二番宿の壁

第5節 地形造成に関する計画

計画地の造成の基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・発掘調査の実施、遺構表示施設の設置、樹木の植栽等に伴う最小限の改変を除き、現在の地形を維持するものとする。
- ・遺構の復元、表示等の整備に際しては、平面の連担性を考慮しながら、遺構を損傷することのないよう遺構面保護のための盛土を行う。
- ・工事に際して、遺構面に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いについては、十分配慮する。

第6節 遺構の表現に関わる計画

発掘調査などによって新たに明らかとなった遺構については、それらの確実な保護を前提とした上で、より効果的な手法による遺構の表示を実施する。

基本的には、遺構の規模・配置・機能等を平面表示により示すこととするが、文献・資料調査における記述・古写真等の分析により規模・構造が明らかとなった遺構については、その全体又は一部の構造の復元整備を視野に入れた研究を行う。

- ・七番宿跡については、発掘調査により明らかとなった遺構の規模・配置・機能等の平面表示を実施する。
- ・川越街道の西側で、最初に目にする「せぎ跡」と呼ばれる堤防跡に、人形やパネルの設置を検討する。
- ・街道にあった土橋（内川土橋跡・久兵衛前土橋跡・三太郎西（上）土橋跡）について、視覚的に理解を深めるため、道路の路面に平面表示の設置を検討する。
- ・高さ2間（3.6m）、延長3,150間（約5.7km）と記録されている島田大堤の表示を検討する。